

# 業務委託契約書

群馬県（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）  
とは、次のとおり委託契約を締結する。

## （実施する委託業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託する。

### （1）業務名

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（〇〇地区）

### （2）業務の内容

別添「令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（〇〇地区）仕様書」のとおり

### （3）業務の期間

契約日から令和9年3月18日まで

### （4）委託料の金額

金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を上限とする。

## （作業の履行）

第2条 乙は、仕様書4（2）ウに掲げた作業数量のうち、（ア）及び（イ）について  
は、甲が認めた場合を除き、必ず実施しなければならない。

## （業務完了報告及び検査）

第3条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに甲に対して業務完了報告書を提出  
しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績につ  
いて検査を行い、委託料の金額を確定し、乙に対して通知しなければならない。ただし、第4項に基づき、契約金額を変更した場合は、その限りではない。

3 前項において確定する委託料の金額は、別紙契約金額内訳書に記載された区分A及  
びBについて、実績数量で再計算した額とする。ただし、区分Aの数量は、仕様書の  
数量を上限とする。

4 前項において確定する委託料の金額が第1条の上限額を超えるときは、甲と乙が  
協議して契約金額を変更することができる。

## （支払い）

第4条 乙は、前条第2項の委託料の金額の確定通知を受けたときは、委託料の支払い  
を甲に請求することができる。ただし、前条第4項に基づき、契約金額を変更したと  
きは、当該契約変更をもって、委託料の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による正当な支払請求書を受理したときは、その日から起算して  
30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

3 第1条の委託料は、その2分の1を限度として概算払いすることができる。

4 甲は、乙から前項の経費の請求があったときは、これを審査し、適当と認められる

場合は、当該書類を受理した日から 30 日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

#### (契約変更)

第 5 条 甲は必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

#### (遅延利息)

第 6 条 乙の責めに帰する理由により、第 1 条の履行期限までに委託業務を履行しない場合は、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、未了部分の契約金額相当額に対し、履行期限の到来の日の翌日から履行するまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

#### (契約の解除)

第 7 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

#### (違約金等の遅延利息)

第 8 条 乙が、第 7 条第 2 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

第 9 条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損

害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

**(備品管理)**

第10条 この契約に基づき設置し、又は整備した備品の所有権は、甲及び乙においてあらかじめ協議するものとする。

2 備品の管理は、契約期間中においては乙が行うものとする。

3 備品の管理は、契約終了に伴いあらかじめ決められた管理者へ引き継ぐものとする。

**(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)**

第11条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

**(信義則)**

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

**(疑義等の決定)**

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者　　甲　群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
　　　　　　群馬県知事　山本　一太

受託者　　乙

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（〇〇地区）契約金額内訳書

区分	項目	単価	数量	金額
A	わな獣	円／基日	基日	円
	銃獣	円／人日	人日	円
	その他			円
B (ニホンジカ)	捕獲個体処理	円／頭	頭	円
	試料採取	円／頭	頭	円
B (イノシシ)	捕獲個体処理	円／頭	頭	円
C	運営経費			円
	小計			円
	消費税			円
	合計			円

(留意事項)

- ・区分Aは実績数量（仕様書の数量が上限）に応じて再計算するもの
- ・区分Bは実績数量に応じて再計算するもの
- ・区分Cは再計算しないもの